

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年12月14日（平成27年（行情）諮問第736号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行情）答申第93号）

事件名：特定個人が特定税務署に提出している特定地番の土地に関する届出書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月4日付け特定記号609号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、審査請求人が添付している資料の内容は省略する。）。

（1）審査請求書

原処分の不開示理由は次のとおり不当であり、原処分は取り消されるべきである。

ア 「審査請求人の請求に係る情報」は①「法5条1号に規定する特定の個人の情報を識別することができる情報（以下「個人に関する情報」という。）であるから開示できない」、②「同条2号イに規定する特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるから開示できない」との各理由の不当性について

（ア）

- a 法5条1号の「個人に関する情報」には、「個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれる。個人の人格や私生活に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、個人の営む事業に関する情報、その他個人の関連性を有するすべての情報である。個人には、生存する個人のほかに死亡した個人も含まれる。」

「個人に関する情報」が不開示とされる根拠の中心点は、他人の干渉を許さないいわゆるプライバシーにあることによるのである。そして、本来なら、私人が直接当該個人に対して開示を求めることができないプライバシーなどの情報を、行政機関が保有しているとの理由のみをもって開示することは、個人情報の適正な管理の観点からも適当ではないことも明らかである。

- b しかし、「プライバシー」は、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」とされるが、プライバシーの具体的な内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確でないため、いわゆる「個人識別型」を基本として不開示情報を定め、その中から開示すべきものを除くという手法で立法化された。

すなわち、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」を法5条1号本文のとおり不開示情報とするが、他方、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものは、同号ただし書イ、ロ、ハにより義務的開示としたのである。

- c 義務的開示事由としての法5条1号ただし書ロの規定

「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」（同ロ）

「プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は，その性質上，手厚く保護されるべきであるが，なおこれに優越する公益があるときは，これを不開示とすべき合理的な理由は認め難い」ことによる（引用文献省略）。

「不開示とすることにより保護される利益」と「開示することにより保護される利益」とを比較衡量し，後者が優越する場合に開示されることになる。

この比較衡量においては，個人に関する情報でも人格的な権利利益の濃いものから人格的な権利利益というよりは社会的経済的情報に近いものまで様々なものがあり，個人の人格的な権利利益の保護に欠けることのないように配慮しつつも，前記の「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」は積極的に開示されるべきである（引用文献省略）。

- (イ) 法5条2号イは、「法人その他の団体に関する情報」で、「公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するもの」は不開示とする旨規定しているが、「法人等に関する情報であっても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するた

め、公にすることが必要であると認められる情報は、常に開示が義務づけられることになる（同号ただし書）」。

「公にすることが必要であると認められるか否かは、開示することによる利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と不開示にすることによる利益の比較衡量によって判断されることになり、前者が後者を上回る場合に公益上の義務的開示が認められる（大阪地判平成17.3.17判タ1182号182頁）。本条1号口について述べたと同様、この比較衡量に際しては、開示により保護される利益と不開示により保護される利益の双方について、利益の具体的内容・性格を慎重に検討する必要がある。」（引用文献省略）。

法5条2号イに該当するためには、「競争上の地位、財産権その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要である（最判平成23.10.14民集238号57頁）とされている。あくまでも「正当な利益」が害される蓋然性が認められる必要があるのである。

（ウ）以上のとおり、「個人に関する情報」も「法人その他の団体に関する情報」も、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は常に開示が義務づけられる」ことになっているのである。

イ 本事案の概要と本件行政文書開示の必要性・義務性について

（ア）特定個人Aは、特定年8月頃、同人が所有する特定地番1の宅地318.18㎡（以下「本件土地1」という。）、特定地番2の宅地117.81㎡（以下「本件土地2」という。）、特定地番3の宅地368.33㎡（以下「本件土地3」といい、本件土地1及び本件土地2と併せて「本件3筆の土地」という。）の西側道路に面した土地に、鉄骨造陸屋根2階建店舗床面積1階136.64㎡、2階134.39㎡（以下「本件店舗」という。）を建築している。この建築当時、契約当事者特定個人A・特定法人間の「土地の無償返還に関する届出書」（①契約日特定年4月、②契約期間特定年4月1日より期間の定めなし、③契約対象本件土地1の一部165㎡）（以下、第2においては「本件行政文書」という。）を特定年4月頃特定税務署に提出している。特定年7月9日本件店舗につき特定法人（代表取締役特定個人A）が所有権保存登記をしている。同登記には、建物の所在は特定地番1、家屋番号特定番号1となっており、建物図面には、本件店舗が特定土地1の北側境界に沿って建築されており、各階の平面図・床面積が記載されている。また同日特定個人Aは、同人が所有する本件土地3と本件土地2上の木造瓦葺2階建居宅床面積1階179.16㎡2階77.01㎡（以下「本

件居宅」という。)について所有権保存登記をしている。同登記には、建物の所在は特定地番3，特定地番2，家屋番号特定番号2となっており、建物図面には本件居宅が本件土地3と本件土地2上に建築されていることが記載されている。――以上甲1の1～3の「全部事項証明書(土地)」，甲2の「公図」，甲3，甲4の各1・2の「全部事項証明書(建物)」・「建物図面・各階平面図」参照。

(イ) 本件3筆の土地は、特定個人Aの死亡(特定年月日)により同人の配偶者であった特定個人Bが相続し(ただし本件土地1の持分1000分の221は特定個人Aの実妹特定個人Cが相続した)，特定個人Bの死亡により同人の養子である審査請求人が相続した(甲1の1～3，甲5参照)。

特定法人は、特定個人Bが特定年5月頃から高齢かつ判断能力が衰えたこと(要介護2認定)により、第三者が経理事務や一般事務を取り仕切るようになり、特定年2月頃から親族や関係者間でトラブルが発生した(甲6の1・2参照)。このような経過を経て、特定個人Aの甥特定個人Dが特定年11月から特定法人の代表取締役就任している(甲7の1参照)。同年12月10日より、特定個人A・特定個人Bの資産管理は特定弁護士Eが行うようになった(甲7の2参照)。

なお、特定法人の株式については、特定個人A所有分400万株は特定個人Aの相続において特定個人Dの母特定個人Cが相続した後、特定個人Cから特定個人Dが相続し、特定個人B所有分400万株は特定個人Bの相続において審査請求人が相続している(甲8参照)。

(ウ) 特定年12月8日、特定個人Bは胸膜炎で特定病院Fに入院したが、不穏興奮状態が強くなり、食事直後に「何も食わせてもらっていない。いつになったら食事が来るのか」と怒鳴るなどの状態になり、隣室に入院中の妻特定個人Aも不眠・ストレス・興奮状態となり、特定病院Fと一緒に入院を続けることが困難な状態になり、特定年1月21日特定個人Bは認知症等の病名で特定病院Gに転院した(甲9の1～3参照)。

特定年月日に特定個人Aが死亡したため、同年4月4日、特定個人Bとその親族が相談して審査請求人が特定個人Bと養子縁組をした(甲5参照)。同年6月3日の診断において、特定個人Bは、「アルツハイマー型認知症」と診断され、判断能力について「自己の財産を管理・処分することができない。(後見相当)」と判断された(甲9の4参照)。その後、特定個人Bは、同病院で特定年1月15日、同年7月17日の二度にわたってMMSE検査を受けている

が、MMSE得点は相当低下して14点（認知症重傷度：中等度）であった（甲9の5・6参照）。特定年1月16日の検査ではMMSE得点は12点であった（甲9の7参照）。

（エ）特定個人Bが認知症と診断され、判断能力がますます低下している状況にあったが、特定法人の代表者特定個人Dは、審査請求人らに相談することもなく、特定年11月6日、特定個人Bの病院を訪ね、本件土地1（全部）、本件土地2（全部）について、権利金もなく、著しく低額な地代で、期間30年、更新期間10年、建物買取義務負担の土地賃貸借契約書に署名捺印させているのである。この賃貸借契約が有効となれば、審査請求人が特定個人A、特定個人B経由で相続した本件居宅の本件土地2上の建物部分の収去義務も発生するばかりか、本件土地3が無道路地となり、土地利用上著しい不都合な事態となる（甲4の2参照）。

ウ まとめ

特定個人Aと特定法人の各後継者間において、本件土地1及び本件土地2の権利関係が明確な形で継承されない中で、特定法人の代表者特定個人Dが、高齢でアルツハイマー型認知症と診断されている特定個人Bに対して、従来本件土地1の一部165㎡の土地使用賃貸借契約から本件土地1及び本件土地2全部（435.99㎡）についての暴利的内容の土地賃貸借契約に署名させ、特定個人Aから特定個人B経由で所有権を相続した審査請求人の本件3筆の土地所有権が侵害されつつあり、本件行政文書における特定個人Aと特定法人間における土地賃借に関する情報は、特定年4月当時の両社間の土地使用に関する契約内容の直接証拠となるものであり、両者のプライバシーや人格、社会的信用に密接に関係する情報ではなく、「不動産の権利関係に関する情報」であり、「不開示とすることにより保護される正当な利益」はなく、不開示はかえって関係者間の紛争を長期化させ、紛争解決を困難とさせ、土地利用をめぐる生活上の支障や権利関係の不明確に起因する相続税の処理の困難を招来する不利益があり、「開示をすることにより保護される利益」は不動産関係の権利関係を明確にし、関係者間の紛争解決を早め、土地利用をめぐる生活上の利益、相続税処理の透明化が図れることなどにある。

このように不開示による利益と開示による利益の比較衡量により、後者の利益が優越することが明らかであり、本件行政文書は開示されるべきである。

なお、付言すれば、国税当局は、租税の公平な徴収等の公益目的を実現するために納税義務者等に質問したり、帳簿や契約書等の検査や提出を求めることができるが、納税義務者が、適切・公正な納税をす

るために、納税義務者所有物件に関する前所有者らの権利関係を明らかにする資料（情報）がある場合は、納税義務者が開示を求めたときには、これを開示した上で、納税義務者の適正な租税申告に協力すべきである。原処分庁の決定は、納税義務者の適正な租税申告に必要な情報（土地の貸借関係の性質と範囲に関する「届出書」）の入手を妨害する行為は、一般社会における良識に著しく反するもので、民主的税務行政とは到底いえない。処分庁の決定は直ちに取り消されるべきである。

（２）意見書

ア 本件行政文書開示の重要性と相当性について

（ア）本件行政文書開示を求める具体的事情について

- a 特定個人Aは、特定年4月に同人が所有する本件土地1，本件土地2，本件土地3の3筆の土地の西側道路に面した土地上に同人が代表取締役を務める特定法人が建築する本件店舗のために、土地の一部について貸借する（以下「本件土地貸借」という。）ことにし、「土地の無償返還に関する届出書」（本件行政文書）を提出している。
- b ①特定個人Aも、同人の夫特定個人Bも、高齢かつ判断能力が衰えたことにより、第三者が経理事務や一般事務を取り仕切るようになり、特定年2月頃から関係者間でトラブルが発生し、特定年11月から特定個人Dが特定法人の代表取締役に就任している。②同年12月10日より、特定弁護士Eが特定個人A・特定個人Bの資産管理を行うようになった。③特定年月日に特定個人Aが死亡したため、同年4月4日、特定個人Bと親族が相談して、特定個人Bと審査請求人が養子縁組をし、特定個人Bの療養介護にあたったが、特定年月日に死亡した。そして、審査請求人は、特定個人Bが特定個人Aから本件3筆の土地等の相続をしていたので、本件3筆の土地を含む被相続人特定個人Bの相続財産について、特定金額の相続税を納付した（以下「本件相続」という）。
- c 本件3筆の土地は、特定個人Aから特定個人Bへ、特定個人Bから審査請求人へ順次相続したが、特定個人A・特定個人Bらは、前記のように高齢かつ判断能力が衰えていたため、本件3筆の土地の貸借について、貸借の範囲・貸借の法律的性質などについて、正確に承継できなかったが、相続税の申告に際して、本件土地1について「貸宅地」、本件土地2及び本件土地3について「自用地」として申告した。
- d 本件相続について、特定税務署から特定年6月23日頃「本件土地1の貸借契約書を提出してもらいたい。税務署には、318。」

18㎡のうち、136.64㎡について使用貸借の契約書のコピーが残っている」旨の要請を受けた。

- e そこで、特定法人の代理人特定弁護士Hに対し、特定個人Dが所持するという土地賃貸借契約書の写しの送付を依頼したところ、甲第10号証の「土地賃貸借契約書」が送付されてきた。

送付された「土地賃貸借契約書」は、「特定年11月6日」付けであって、「賃貸借の範囲は本件土地1（全部）、本件土地2（全部）」賃借権設定の権利金の授受は全くなく、「賃料は1か月特定金額」と安く、「賃貸借の期間も契約締結日より30年間」、「自動更新で、更新の日から10年、更新料なし」、「契約終了のときは、不動産鑑定士による建物買取り義務」等となっていた。

「特定年11月6日」といえば、特定個人Dが特定法人の代表者として、特定個人Bが既に93歳となり、「アルツハイマー型認知症」、「自己の財産を管理・処分することができない（後見相当）」と診断されている時期に、特定土地4を「使用貸借契約」から「土地賃貸借契約」にする「土地賃貸借契約書」を作成した日付と一致する。この賃貸借契約の内容も、特定法人に著しく有利で特定個人Bに著しく不利なものであった。

このような土地賃貸借契約は、作成の経過及び賃貸借契約の内容からして、特定個人Bの意思能力の欠如ないし暴利行為として無効であり、この件についても、審査請求人と特定個人Dの間で紛争状態になっている。

- (イ) 本件行政文書開示の重要性と相当性がある。

- a 本件行政文書について、特定税務署が本件相続に関し、前記のとおり特定年6月23日頃少なくともコピーが存在する旨告知しているのである。本件土地賃借のようなケースについては、税務当局が「土地の無償返還に関する届出書」のような貸借契約を届出させることが多い。税務当局が貸借契約当時に、貸借の当事者から貸借関係内容を届出させた書類は、契約締結時の貸借の土地使用契約の範囲や法律関係の直接証拠となるものであり、信用性も高い。
- b 審査請求人は、本件相続において、特定金額余の多額の納税をしているのであるが、この納税に当たって、本件行政文書について簡単な口頭の告知だけではなくて、本件行政文書の原本ないし写しの交付を受けて、これに基づき、どのように課税されるのかどうか、きっちりとした告知と聴聞を受けたいのである（憲法31条は国民に「適正手続の保障」をしており、その趣旨は行政手続にも準用ないし適用されると一般に解されている（引用文献省

略))。

審査請求人は、現在満77歳であり、次の相続とその際の相続税の準備もしなければならない。もし、本件行政文書に基づく土地の貸借であれば、本件3筆の土地の課税価格も相当高額になり、課税額も多額になると見込まれる。そうとすれば、本件3筆の土地の法律関係に基づく、最有効活用の方法や売却等も検討し、納税資金の現実的準備を図る必要がある(権利関係が不明確であったり、係争状態であれば、有効活用の可能性も狭く、売却も困難となる)。現行の相続税制度の下で、審査請求人は、適正な手続の下適正な納税を行うつもりであるが、国民の一人として、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする日本国憲法13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)の下、将来多額の相続税が予想される中で、相続税額の見通しを立て、相続税額準備のため、相続税を納付できる適正な方策・計画を立案し、次期相続税のため相続人が困窮することのない準備・検討をしておきたいのである。審査請求人の次期相続は、極めて深刻な状況にある。そこで、審査請求人は、憲法13条の個人尊重・幸福追求権の規定に基づき、本件行政文書の開示を求めたい。重要な相続財産たる広大な宅地の権利関係を明らかにするため、当初の貸借契約に関する契約関係書類が国税当局にあることはほぼ間違いのないことであり、積極的に開示を求めたい。

c 開示の弊害は具体的にはない(蓋然性はない)。

「理由説明書」は、本件行政文書を開示すれば、①「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある」(理由説明書第3項10・11行目)、②「特定個人及び特定法人の財産状況等が明らかになることにより、特定個人及び特定法人が今後、賃貸借契約等において、対抗的ないし妨害的措置や行動をとられ不利益を被ることがあり得ると考えられることから、特定個人及び特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる」(理由説明書第3項15～19行目)と主張する。

しかしながら、本件行政文書は、前記のとおり、本件土地貸借時に税務当局の指導の下に、貸借当事者が作成し提出したもので、信用性の高い直接証拠であり、本件土地貸借当初の土地貸借の範囲・貸借の法律的性質が判明するだけであり、特定法人の正当な利益が害される具体的おそれなどない(蓋然性はない)。理由説

明書の主張は、あくまでも抽象的なおそれであり、否定をするための屁理屈である。このような理由だけで開示を否定することができるのであれば、情報公開は極めて限定的なものとなり妥当性を欠く。あくまでも、「正当な利益を害するおそれ」とは、個別具体的なものでなければならず、個別具体的な「正当な利益を害するおそれ」が示されなければ、「正当な利益を害するおそれはない」と考えるべきである。

また開示をすれば、前記②のように「特定個人及び特定法人が今後、賃貸借契約等において対抗的ないし妨害的な措置や行動をとられ不利益を被ることがあり得ると考えられることから、特定個人及び特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる」旨主張するが、あくまでも抽象的なおそれであり、否定するための屁理屈である。国民の多くは、良識があり、理由説明書の主張のような非行や不正を行ったり犯罪行為を行うものではない。このような抽象的な屁理屈で不開示にするのであれば、情報公開は極めて限定的なものとなり妥当性を欠く。本件においては、本件相続において税理士を代理人として相続税申告を行い、特定金額余の納税を行っており、本件情報公開申立ては弁護士に委任して行っているのである。審査請求人らに、個別具体的に非行や不正を行うおそれがあるというのであろうか。個別具体的な「おそれ」が示されなければ、「正当な利益を害するおそれはない」と考えるべきである。

d まとめ

以上により本件行政文書開示の必要性・相当性があることは明白であり、開示することによる特定法人の正当な利益を害するおそれは個別具体的にはない。本件行政文書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、義務的に開示されなければならない。

イ 理由説明書の「審査請求人の主張について」に対する反論

(ア) 法の「行政文書」は、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」をいうとされており、文書は必ずしも記載内容・記載の形式など類型化されたものに限定されていない。

(イ) この法律の目的は、国民主権の下、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することにある(法1条)。

(ウ) 法は、一人ひとりの国民が、自分に対する行政行為について、国民主権下の国家の行政との理念の下、国民に奉仕すべき行政のあり方として、適正な手続を受ける権利（憲法 31 条）の一つとして、また個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求の国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とされる憲法規定（13 条）により、本審査の申立てをしているのである。

(エ) 理由説明書の主張は、「木で鼻を括る」もので、国民主権下の行政のあり方を全く考慮しない不適切なものである。審査請求人の主張は、上記（1）で詳しく述べたとおりである。

(オ) 本件審査請求は、憲法 13 条及び 31 条に基づくものであることを認識し、本件行政文書の開示を容認されたい。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、「特定個人が特定年月特定税務署に提出している特定地番の土地を特定法人に貸借するに際して作成した「土地の無償返還に関する届出書及び添付書類」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

2 原処分について

処分庁は、平成 27 年 8 月 4 日付け特定記号 609 号により、本件対象文書の存否を答えるだけで、法 5 条 1 号及び 2 号イの不開示情報を開示することとなるとして、法 8 条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、処分庁のなした原処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 不開示情報該当性について

土地の無償返還に関する届出書とは、借地権の設定等に係る契約書において、将来借地人がその土地を無償で返還することが定められたことを届け出るための書類である。

上記 1 のとおり、本件開示請求は、特定個人が本件対象文書を提出したことを前提に開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人と特定法人との間の土地の賃貸借契約における無償返還の取り決めの事実の有無（以下、第 3 においては「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められるため、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

法 5 条 2 号イは、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規

定している。

本件存否情報は、特定個人と特定法人の土地の賃貸借に関する状況を示すものであり、特定個人及び特定法人の財産状況及び税務に関する方針を示すことにつながると認められる。

したがって、本件存否情報を明らかにした場合には、特定個人及び特定法人の財産状況等が明らかになることにより、特定個人及び特定法人が今後、賃貸借契約等において、対抗的ないし妨害的な措置や行動をとられ不利益を被ることがあり得ると考えられることから、特定個人及び特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

このため、原処分における法の適用条項を法5条2号イのみに改め、法8条に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書について、「不開示とすることにより保護される正当な利益」はなく、不開示はかえって関係者間の紛争を長期化させ、紛争解決を困難とさせ、土地利用をめぐる生活上の支障や権利関係の不明確に起因する相続税の処理の困難を招来する不利益があり、「開示をすることにより保護される利益」は、不動産関係の権利関係を明確にし、関係者間の紛争解決を早め、土地利用をめぐる生活上利益、相続税処理の透明化が図れることなどにあるから、不開示による利益と開示による利益の比較衡量により後者の利益が優越することが明らかであり、本件対象文書は開示すべきであると主張している。

しかし、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかんを問わず開示請求することを認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないことから、審査請求人の主張は、開示請求において考慮すべきものではない。

また、公益上の見地からも、特定個人又は特定法人の土地の賃貸借等の事実の有無は、一般に公にすることが必要であるとはいえず、法5条2号ただし書に該当しないものと認められる。

5 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することになるため、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①平成27年12月14日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③平成28年1月19日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |

④同年5月12日 審議

⑤同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条1号及び2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、法の適用条項を法5条2号イのみに改めた上で、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 土地の無償返還に関する届出書（以下「届出書」という。）の内容について、当審査会において確認したところ、次のとおりである。

すなわち、届出書は、法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させた場合で、その借地権の設定等に係る契約書において将来借地人等がその土地を無償で返還することが定められている場合に、当該法人の納税地の所轄税務署長に提出するものであり、この届出書を提出している場合には、権利金の認定課税は行われなかったこととされている（法人税基本通達13-1-7）。

そして、本件の特定個人Aのように土地所有者が個人である場合であっても届出書を提出することができるものとされており、この届出書を提出している場合には、借地人である法人が通常収受すべき立退料を収受せずに借地を返還したような場合であっても、当該立退料の額に相当する金額を土地所有者に贈与したものと取り扱うことはしないこととされている（法人税基本通達13-1-14）。

(2) 本件開示請求は、土地の賃貸借契約の借地人である特定法人を特定した上で、土地の所有者である特定個人Aが提出した届出書及び添付書類の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定法人が特定個人Aとの間で締結した土地の賃貸借契約において当該土地の無償返還に関する取決めがされた旨の届出書が所轄税務署長に提出された事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、特定法人の特定の取引及び当該取引に基づく取決めに関する情報であり、一般に法人による一つ一つの取引や取決めを公にする仕組みは存しないところ、これを公にすることにより、特定法人の損益に係る情報や税務に関する方針等がうかがい知られることとなるから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると

認められ、法5条2号イに該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不
開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を
明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

- (3) 審査請求人は、法5条2号ただし書による開示を求めているので検討
すると、そもそも行政文書開示請求の制度は、何人に対しても等しく開
示をするものであるから、個別の情報が同号ただし書の「人の生命、健
康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認めら
れる」か否かは、飽くまで、一般的、客観的観点から判断すべきもので
ある。したがって、不動産の権利関係の明確化、関係者間の紛争の早期
解決、土地利用をめぐる生活上の利益、相続税処理の透明化といった、
審査請求人が届出書等の開示により受けるとしている個人的な利益を考
慮に入れるべきではない。そのほか、本件において、本件存否情報を公
にすることが当該情報を公にしないことにより保護される利益に優越す
ると認めるに足りる事情はないから、審査請求人の主張に理由はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右する
ものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す
ることとなる情報は法5条1号及び2号イに該当するとして、その存否を
明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は
同号イに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについて
は、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断し
た。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

特定個人A（特定年月日死亡）が特定年4月特定税務署に提出している契約対象「特定地番宅地」（本件土地1）を特定会社に貸借するに際して作成した「土地の無償返還に関する届出書及び添付書類」。

審査請求人は、特定個人Aから本件土地1を相続した配偶者特定個人B（特定年月日死亡）の相続人として本件土地1を相続しており、本件土地1の貸借の法的性質、貸借の範囲条件を正しく把握し関係者間において貸借関係を明確にし、適正な税務処理を行う礎とするために開示を求める。